R４年度　公文書開示（４月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条								非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
1	R4.3.31	R4.4.12	大島総合庁舎大規模改修その他工事（建築）における設計書について	506	1														交通局建設工務部建築課
2	R4.4.4	R4.4.14	都営バスLED行先表示機幕番一覧表（全営業所　最新版）	78	1														交通局自動車部営業課
3	R4.4.14	R4.4.25	１　都営バスデジタル行先表示器　コントロールパネル注入用行先表示データ　単色（橙）用・最終改正版且つ過去のデータのうち電子・データで現存する版全て（作成分の全営業所・支所） ２　同フルカラー用・最終改正版且つ過去のデータのうち電子・データで現存する版全て（作成分の全営業所・支所）	8178	1														交通局自動車部車両課
4	R4.2.25	R4.4.26	都交通局のバスの増減便や運行体制変更に係る検討過程が明らかになる資料（平成２１年度から令和３年度）	4038	1	1					1								当該住所は、個人に関する情報で他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条２号に該当	交通局自動車部計画課
5	R4.2.25	R4.4.26	都交通局の地下鉄車両の改善・増車に係る検討過程が明らかになる資料（平成２１年度から令和３年度）	488		1				1	1	1		1					公になると、信号装置への介入が可能となり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条４号に該当 公になると、列車無線装置への介入が可能となり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条４号に該当 会社の名称は、その金額等を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報である。これらの情報が競業他社等に提供されると、他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整したりして、営業戦略上有利に立つ可能性があり、当該企業がその後の事業活動において不利な立場に置かれることになるため。 東京都情報公開条例第７条３号に該当 契約目途額の算出方法及び契約目途額に係る部分を開示した場合、見積もり会社の思惑等により、見積り金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため。 東京都情報公開条例第７条６号に該当 契約目途額及び執行予定額を開示した場合、見積もり会社の思惑等により、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため。 東京都情報公開条例第７条６号に該当 見積書に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条４号に該当 個人に関する情報で特定個人を識別できるものであるため。 東京都情報公開条例第７条２号に該当 縮減額欄に記載された金額等を開示した場合、見積会社の思惑等により見積金額の高止まりを招く等、適正綱単価設定に支障を生じると認められるため。 東京都情報公開条例第７条６号に該当 予定価格に係る部分を開示した場合、見積もり会社の思惑等により、見積り金額の高止まりを招く等、適切な単価設定に支障を生じると認められるため。 東京都情報公開条例第７条６号に該当	交通局車両電気部車両課
6	R4.4.21	R4.4.26	浅草線西馬込駅～五反田駅間長寿命化工事の契約金額変更について 変更工事総括書・変更工事費総括書・変更種別内訳書・代価明細書・諸経費計算書	36	1														交通局建設工務部保線課
7	R4.3.4	R4.4.28	・大江戸線沿線状況等基礎調査委託報告書（令和２年２月） ・大江戸線沿線状況等基礎調査（その２）委託報告書（令和３年２月） ・大江戸線沿線状況等基礎調査（その３）委託仕様書	516		1								1					将来需要の評価対象年次及び条件設定値については、当局が将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条５号に該当 大江戸線延伸部の駅位置や駅数については、将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条５号に該当 大江戸線延伸の将来需要の推計結果については、内部における検討のために試算した値及び分析である。これらの情報は、未成熟な情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条５号に該当 大江戸線延伸に係る費用便益に係る数値については、内部における検討のために試算した値である。これらの情報は、未成熟な情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条５号に該当 将来需要の予測対象年次及び条件設定値については、当局が将来需要の推計を実施するために仮に設定したものである。これらの情報は、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、当該情報が確定した情報と誤認され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 東京都情報公開条例第７条５号に該当	交通局総務部企画調整課
8	R4.3.22	R4.4.28	1. 浅草線大門変電所変電設備更新工事 2. 三田線巣鴨変電所変電設備更新工事 3. 浅草線二本榎変電所変電設備更新工事 4. 新宿線本八幡駅照明器具更新その他工事 5. 三田線内幸町照明器具更新その他工事 6. 大江戸線光が丘変電所変電設備更新工事 7. 三田線大手町駅ほか１駅照明器具更新その他工事 8. 大江戸線新宿駅外３駅照明器具更新その他工事 9. 高松庁舎（電気設備）改修工事 上記件名の種目・科目内訳書及び細目内訳書、見積り比較表、特記仕様書、図面	1700	1	1						1			1				見積金額の欄に記載された見積り会社の名称は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報である。これらの情報が競業他社等に提示されると、他社は価格交渉の資料としたり、自の見積りを調整したりして、営業戦略上有利に立つ可能があり、当該企業がその後の事業活動において不利な立場に置かれることがあるため。 東京都情報公開条例第７条３号に該当 採用金額算出係る部分を開示した場合、見積会社の思惑等により、見積金額の高止まりを招く等、適切な単価設定により支障を生じると認められるため。 東京都情報公開条例第７条６号に該当	交通局車両電気部電力課